

第 2 回道州制推進道民会議分科会
委員名簿

(五十音順)

分科会	委員氏名
<p>< 第 1 分科会 > 「道州制の下で、日本の北海道・世界の北海道としてどんな可能性を開いていけるか？」</p>	<p>稲 村 健 藏 井 上 久 志 谷 一 之 飛 田 稔 章 南 山 英 雄 湯 浅 優 子</p>
<p>< 第 2 分科会 > 「道州制にふさわしい北海道の自治体のあり方は？」</p>	<p>五十嵐 智嘉子 神 田 孝 次 北 良 治 日 置 真 世</p>
<p>< 第 3 分科会 > 「道州制の下で、住民の活動・自治はどうあるべきか？」</p>	<p>上 田 文 雄 川 南 忠 士 中 田 和 子 山 崎 幹 根</p>

< 目指す北海道の姿 >

< 日本の北海道・世界の北海道の可能性 >

- ・北海道の特色を生かすことが必要。食に代表される第1次産業、これを第2次、3次産業と連携を図りながら価値を高める。
- ・北海道が自立した地域を目指すなら、観光が大きな柱。
- ・消費者と生産者が連携し、地元の資源を地元で活用して経済の活性化を図る産消協働が重要。
- ・拠点病院と周辺の医療サービスを組み合わせた医療の確保が重要。
- ・知のインフラが重要。

< 自治体のあり方 >

- ・道州制の意義というのは、権限と財源を責任も含めて、国から住民にいかにか近づけていくかということ。
- ・補完性の原理を大原則として考えることが必要。
- ・現在、地方6団体と国の協議の場を設けて三位一体改革を進めているが、道州制に向けてはこのような仕組みも重要。
- ・現在の財政制約や税の偏在を踏まえた議論が必要。
- ・国の地方支分部局と道庁との機能統合が課題。
- ・自分たちのことは自分たちで決めることに意義がある。
地域デモクラシーの活性化の視点が必要。
- ・住民に最も近い基礎自治体に権限・財源を移していくことが必要。
- ・基礎自治体のあり方は多様性が重要。単なる規模の拡大以外の価値、あり方が必要。
- ・役所が中核的なものはすべて担うにせよ、地域でできることは地域でやっていくことが重要。
- ・合併によりこれまでの議会がなくなる地域があるかもしれないが、議会がなくても、行政体でなくても、自治区をつくったりして、そこできめ細かなことをやっていくことも考えられる。
- ・北海道は30ぐらいの基礎自治体でもいいという考え方もある。

< 住民自治 >

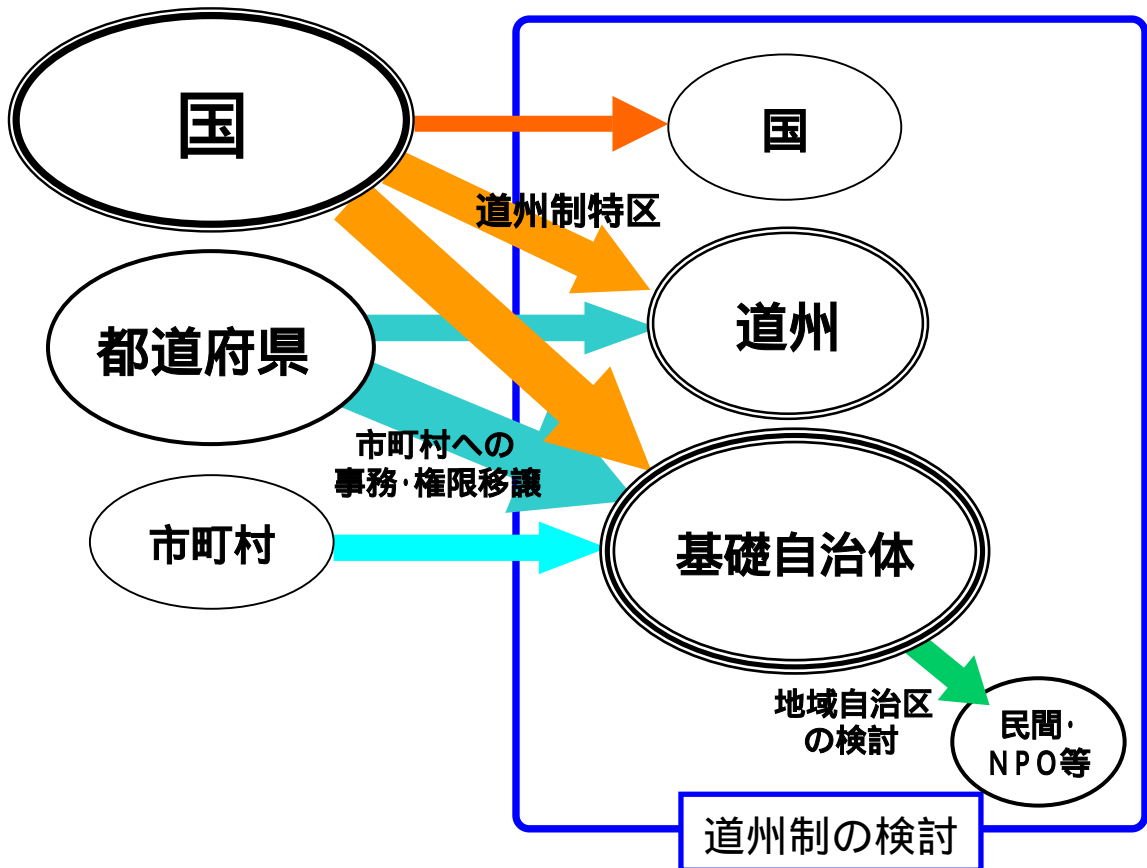
- ・まず「自助」。次に「協働」「共助」。お互いを助けあう。その中で手に余るところは「公助」。今までは行政的な支援をどう仰ぐかという公助が先立ったが、逆に考えなければならない。
地域主権は住民主権であり、行政にお願いするのではなく自分たちでやっていくということが重要。
- ・道民の意識をみずから担い手であるという方向に変えていく、そういう住民自治の仕組みを自治の姿の中に位置付けることが必要。
- ・意識を上げるためには、分かりやすい仕組みをつくることが重要。つまり、透明性を高めるために権限移譲をする。分かりやすいところに移ることで住民も注意喚起される。
- ・コミュニティごとに自治区を設けて、地域の生活や環境、福祉の問題等を地域に任せていく議論が必要。
- ・地域のいろいろな団体も地域自治、住民自治に参画していくことが必要。

< 住民の意識改革 >

- ・一人一人がこの社会の中で果たすべき責任や役割をしっかりと自覚しながら、それを実際の行動につなげていく。その意識改革が重要。
- ・一人一人がどれだけ本気になれるか、やる気になれるかが大事。一人一人がどう動機をつくっていけるか。
- ・個々の自立イコール北海道の自立。
- ・子供をはぐくむ視点を。
- ・評価の域を超え、行動に移す「時のムーブメント」を。

< 議論の方向性 >

- ・自治のあり方をしっかり考えていく、北海道の自治の体制を全体的に見直すことが必要。
- ・どうやって議論して、どうやって方向性を決定したかという仕組み、方法を十分に考えておくことが必要。
- ・30年先、50年先を見据えた北海道づくり、地域づくりを考えることが必要。
- ・道州制というのは、誰のためにやるのか、何のためにやるのか、生活はどう変わるのか見せていくことが必要。
- ・道州制の全体像を描き、どこの議論をしているかという地図が必要。どこから議論・取り組みを始めてもいい。



地方制度調査会における道州制の検討

地方制度調査会とは

内閣総理大臣の諮問機関であり、現行地方制度全般について検討を加えることを目的としている。平成16年3月に設置された第28次地方制度調査会において、「道州制のあり方」などが検討されている。

北海道が考える道州制のポイント

国から市町村、道州へ大幅に権限、財源を移譲する

道州よりも、市町村の役割、権限を強化する

制度の企画立案権限も含めて、市町村や道州が担う

道州制のもとでも、財源保障・財政調整の仕組みが重要

地方制度調査会での検討状況

現在、国（特にその地方支分部局）が実施している事務はできる限り道州に移譲する

市町村は、「補完性の原理」や「近接性の原理」に基づき、地域における事務をできる限り総合的に担うこととする。このため、都道府県が実施している事務は、市町村の規模・能力に応じて積極的に移譲する

道州が担う事務に関しては、事務の企画立案から管理執行までをできる限り一貫して担うことができるようにすべきである

道州間・市町村間の税源の偏在は避けられないことから、適切な財政調整を行うための制度を検討する

道州制についての基本的なポイントはほぼ一致しています
 そのほか、様々な県や団体が道州制に関する構想を公表しています

〔都道府県関係：全国知事会道州制特別委員会、青森県、秋田県、滋賀県、愛知県等〕
 〔経済団体等：全国経済同友会、北海道経済連合会、関西分権改革研究会等〕

日本全体が道州制に向けて動き始めています！

道州制特区の状況

資料3

北海道の提案(平成16年4月、8月)

9つのプラン
(規制緩和、権限移譲をパッケージで)

総合的推進事項 国の地方支分部局との機能等統合

・権限移譲、連携共同事業を積み重ねて概ね10年で統合
・第一弾として、権限移譲13項目、連携共同事業20項目

法令面での地域主権の推進

推進組織の設置 など

国における推進体制

- 『道州制特区』に関する懇談会
 - 第1回:平成16年10月26日開催
 - 第2回:平成16年12月20日開催
- 『道州制特区』推進担当室
 - 平成17年4月1日設置
- 『道州制特区』関係省庁連絡会議
 - 第1回:平成17年4月13日開催
- ・幹事会
 - 第1回:平成17年4月20日開催
 - 第2回:平成17年7月1日開催
 - 第3回:平成17年10月6日開催
- ・地方部会
 - 第1回:平成17年5月16日開催
 - 第2回:平成17年7月7日開催
 - 第3回:平成17年10月11日開催

平成17年8月3日 道意見

国の地方支分部局と道との機能等統合を行う意思が国にあるのかどうか、その意思があるとして、道が提案した方法論について国としてどのように考えるのか回答されたい

権限等移譲事項の選定の考え方、権限等の移譲に係る3原則について、国としてどのように考えるのか回答されたい

前向きな回答がなかったものについて、機能等統合の方法論に基づく第一弾としての観点から再検討されたい

道州制推進プランについても、構造改革特区や地域再生ではなく、道州制特区として検討されたい

以上の他、個別事項についても道の意見を提出

平成17年7月1日 国からの回答

9つのプランについては回答なし

統合の方法論など基本的な部分に回答なし

権限移譲13項目については、統合のためのステップという観点を抜きに、一般的な制度改正要望の観点から、ほとんど否定的回答

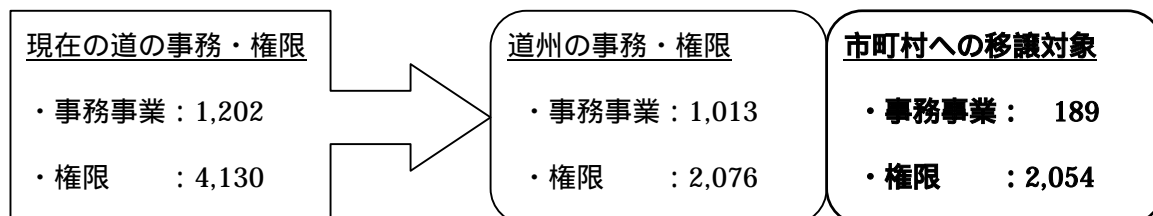
連携・共同事業20項目については、概ね前向きな回答

平成17年10月6日 国からの再回答

道から市町村への事務・権限移譲の状況

< 1 移譲方針の策定 >

〔要旨〕：将来の地域主権型社会における補完性の原理に基づいた市町村・道州・国の役割分担を展望し、現時点で想定し得る道から市町村への移譲対象事務・権限の全体像を提示。



< 2 市町村説明会の実施 >

市町村における移譲要望検討の参考となるよう、主な事務・権限について、6月下旬～7月上旬に、14支庁・教育局の各部課ごとに、市町村の各課職員を対象とした「移譲対象事務・権限の市町村説明会」（または、個別説明）を実施。

< 3 移譲要望の照会 >

平成17年6月30日付けで、**全市町村（207）と全広域連合（10）**に照会。

< 4 移譲要望の状況 >

(17.9.5 現在)

区 分	全道計	札	石	渡	檜	後	空	上	留	宗	網	胆	日	十	釧	根	延べ計	
要望市町村・連合数	82	1	4	7	2	4	10	17	2	5	8	7	2	9	2	2		
要望 件 数	事務・権限数	936	20	86	1,546	85	88	254	418	111	150	1,227	422	554	242	118	19	5,340
	最小基本単位	191	5	26	325	19	27	63	110	18	31	328	111	80	65	40	5	1,253
	包括単位	39	3	13	75	8	8	21	37	9	11	101	26	8	22	9	3	354

〔主な要望内容〕

- ・有料老人ホームの設置等に関する事務
- ・農地等の転用許可等に関する事務
- ・屋外広告物の許可に関する事務
- ・高圧ガスの製造等に関する事務
- ・鳥獣の捕獲等の許可に関する事務
- ・公有水面埋立免許の許可等に関する事務 等

< 5 今後のスケジュール >

- ・9～12月 移譲要望市町村との協議
(市町村の事務処理体制の確認、事務内容・交付金試算額等の詳細情報の提供)
- ・3月 1定議会で各部特例条例の改正案、18年度予算案(交付金予算を含む)の議決
- ・4月 平成18年度4月分の事務・権限の移譲

道州制議論に向けての論点について（案）

地域のことは地域が決めることができる道州制の実現のためには、道州制の意義や目的とともに、道州制が実現した際にどのような北海道を創りあげていくべきかなどについて、国民、道民あがての議論をしていただくことが必要です。

道州制推進道民会議では、知事と有識者が議論を重ね、道民の皆さんが道州制について議論をしていただくために、次のように論点を整理しました。

今後、これらの論点について、道民の皆さんとの意見交換を重ね、さらに議論を深めていきたいと考えています。

道州制議論に向けての論点

道州制における日本の北海道・世界の北海道の可能性

自らの選択と責任を前提とした「自主・自立」の北海道を目指すべきではないか。

農業・観光など優位性のある産業を高度化し、競争力を高めていくべきではないか。

地域の資源を有効活用し、産消協働などの地域内循環システムを作り上げることが重要ではないか。

道州制における自治体のあり方

市町村が自立するためには、一定程度の規模や能力が必要ではないか。

地域課題解決のため、エージェンシーなど行政と民間の中間的な仕組みを考えるべきではないか。

住民の自治を高めていくために地域自治区などの仕組みづくりを考える必要があるのではないか。

国や道から市町村への権限・財源の移譲を進めることにより、市町村間の連携協力や合併の気運が高まるのではないか。

道州制の下での、住民の活動・自治のあり方

住民の自治意識を高めるため、思い切った行政の役割の見直しが必要ではないか。

住民が地域活動に参加するためのプログラムづくりや意識づけが必要ではないか。

行政と住民との相互理解のためのコミュニケーションの仕組みづくりが必要ではないか。

コミュニティビジネスや産消協働運動が地域経済活性化につながり道州制議論につながっていくのではないか。

第1回で委員の皆様からいただいたご意見やご提言を踏まえて、次のような取り組みを進めています。

【道州制研究サポート事業】

道州制等に関する研究を推進するため、各大学で行われる研究や講義、ゼミなどに対して、担当の道職員による出前講義、ゼミなどでの議論への参加、各種資料の提供、研究成果の道ホームページでの紹介など、大学の要望に応じて、積極的にサポートします。

これまでの約2ヶ月の間に、大学院ゼミへの参加や、大学主催のフォーラムでの基調報告をしました。

【住民自治に関する事例研究調査】

今後の自治の仕組みのひとつとして、道内市町村でもその活用が検討されると思われる『地域自治区』などについて調査することとしました。

はじめに、今年、市町村合併に伴って地域自治区を設置し、住民と行政が連携しながら新たな地域自治に取り組んでいる、新潟県の上越市安塚区、柏崎市高柳区での事例を調査しました。

【ホームページなどの表現をわかりやすくしました】

ホームページなどでの説明や資料等は、いわゆるお役所言葉的な表現をなるべく避け、できるだけわかりやすくするよう努めました。

また、自立に向けた道民一人一人の意識改革やチャレンジを強調するようにしました。

【議論の経過をホームページでも広く公開しました】

道州制や道から市町村への事務・権限移譲など、道としての政策決定に際しては、様々な機会を活用して、市町村や道民の皆様からご意見をいただき、その都度、ご意見を反映させたり、道としての考え方をお示ししながら、道としての考え方を決定しています。

そこで、その経過をホームページに掲載するとともに、今後も、幅広く道民の皆様の意見を伺いながら、進めてまいります。